

- 第2条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第20条第1項中「3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の50」を削り、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の155」を「100分の170」に、「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。
- | | | |
|---|------------|----------|
| 1 | 6箇月 | 100分の100 |
| 2 | 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| 3 | 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| 4 | 3箇月未満 | 100分の30 |
- 第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の55」を「100分の70」に改める。
(有明海自動車航送船組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 第3条 有明海自動車航送船組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第7号）の一部を次のように改正する。
- 第9条第1項中「3月1日」を削る。
- 附 則
(施行期日)
- この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条、第3条及び附則第5項から第7項までの規定は、平成15年4月1日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)
 - この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
 - 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
 - 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の職員給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)
 - 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の職員給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
(有明海自動車航送船組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)
 - 有明海自動車航送船組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年有明海自動車航送船組合条例第1号）の一部を次のように改正する。
第5条の2第1項中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に改める。
 - 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の育児休業等に関する条例第5条の2第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。
(公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例の一部改正)
 - 公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例（平成14年有明海自動車航送船組合条例第6号）の一部を次のように改正する。
附則第3項を削る。
(規則への委任)
 - 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

有明海自動車航送船組合職員の期末手当、勤勉手当に関する規則及び有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月27日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮 谷 義 子